

平成27年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成27年3月2日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年3月2日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年3月2日	11時34分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	5番	河野保久		6番	重松一徳	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	松田一也	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	議案第1号	基山町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第5	議案第2号	基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6	議案第3号	基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
日程第7	議案第4号	基山町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について
日程第8	議案第5号	基山町行政手続条例の一部改正について
日程第9	議案第6号	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第10	同意第2号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第7号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
日程第12	議案第8号	平成26年度基山町一般会計補正予算（第7号）
日程第13	議案第9号	平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第10号	平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第11号	平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第12号	平成27年度基山町一般会計予算
日程第17	議案第13号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第14号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第15号	平成27年度基山町下水道事業会計予算

- 日程第20 報告第1号 基山町新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 日程第21 報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第22 予算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

平成27年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河野保久議員と重松一徳議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から17日までの16日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町長の町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について外5件、人事案件が基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、協議案件が佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約

の変更について、予算案件につきましては補正予算関係が平成26年度基山町一般会計補正予算（第7号）外3件、当初予算関係が平成27年度基山町一般会計予算外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告案件として基山町新型インフルエンザ等対策行動計画について外1件をお願いいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。

消防団出初式を1月12日に町営球場で行いました。寒さ厳しき中、通常点検や無火災を祈願した五色放水等を行い、消防関係者や多くの来賓を含め約200人の参加がありました。また、本年も鳥栖消防署よりはしご車の出動があり、式を盛り上げました。

しかし、残念なことに1月19日及び2月13日に建物火災が発生しました。2月13日の火災は、居宅が全焼となりましたが、消防署と消防団の必死の消火活動により被害の拡大を防ぐことができました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われておりますが、それに先立ち運動の一環として2月19日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火鼓笛演奏会を町民会館大ホールで行いました。園児や消防関係者など約200人に参加をいただき、火災予防の啓発に努めることができました。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタでございます。

昨年12月14日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。今回で第11回目を迎え、基山町に残る豊かな自然や伝統的文化を通じ、町民が基山町のよさを見つめ直し、地域間、世代間の交流を図ることを目的に自然・食と健康・交流の3つのテーマに沿ったさまざまなイベントを催しました。今回は、衆議院議員選挙と重なり、少ない職員での開催となりましたが、多くの人でにぎわい大盛況のうちに無事終わることができました。

第5次総合計画策定につきましては、基本構想に基づき庁内のプロジェクトチーム会議を8回開催し、基本計画案を作成しております。また、この基本計画案を総合計画審議会で5回の議論を重ねております。今後は、基本計画案の意見交換会、パブリックコメントを経て総合計画審議会より答申をいただく予定となっております。

次に、健康増進対策についてでございます。

子どものインフルエンザ予防接種助成事業については、広報紙や医療機関でのポスター掲

示などで周知し、予防接種の勧奨に努めました。町内の委託医療機関で昨年10月から12月まで実施し、1,687件の助成を行いました。また、昨年10月から定期化された高齢者肺炎球菌予防接種につきましては、12月末現在で238名の接種者があり、定期接種対象外の方につきましては1月末現在で158件の助成を行っております。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所募集についてでございます。

平成27年度の保育園、放課後児童クラブの入所募集を1月8日から行っております。2月末の申し込み人数は、基山保育園248名、たんぼぼ保育園128名、ひまわり教室162名、コスモス教室48名となっております。また、第6回目の基山町子ども・子育て会議を2月16日に開催し、子ども・子育て支援事業計画の答申書をいただきました。さらに、パブリックコメントでは1件の御意見をいただきましたので、答申書及びパブリックコメントの御意見をもとに、基山町子ども・子育て支援事業計画書を作成いたします。

次に、飼い犬の苦情対策についてでございます。

2月22日に犬のしつけ教室を保健センター西側で開催しました。飼い犬の鳴き声や放し飼い、ふん処理などの苦情がふえていますので、飼い主のモラル向上と犬のしつけについて考えてもらうため、実技を交えて講習を行いました。当日は8名の飼い主の受講があり、4頭の犬も参加し、犬のしつけについて実践していただきました。

次に、コミュニティバス運行についてでございます。

昨年4月から6月までの試験運行を経て、7月1日より料金定額100円（割引制度あり）のコミュニティバス本格運行を開始しました。7月から1月までの乗降客数実績は、1日平均目標50人に対し70人で、運行业務支援負担金は1,295万1,000円、運賃収入は89万1,000円、国庫補助金は374万8,000円となっております。また、地域ぐるみの利用促進策として鳥栖商業高校性によるプロジェクションマッピング等の地域協働推進事業を実施しました。平成27年度も地域公共交通活性化協議会を開催し、御意見をお聞きしながら安定した運行の維持とさらなる利用者の増加を目指しております。

次に、都市計画用途区域変更についてでございます。

町内の第1種低層住居専用地域における建蔽率、容積率及び壁面後退の建築規制の緩和につきましては、昨年10月から作業を進めておりましたが1月27日の都市計画審議会において、町内同種地域との建築規制と同じくするとの答申がありましたので、今後、町決定を行い平成27年4月1日からの実施予定でございます。なお、今回変更で緩和される地域は、三井ニ

ュータウン地区、基山中学校西側文教通り地区及び高島団地並びにサングリーン団地の高島地区でございます。

次に、道路工事、公園工事、下水道工事等の発注状況につきましては、次のとおりでございますのでお目通しを願います。

次に、基山町立小中学校屋内運動場天井等点検業務委託についてでございます。

基山町立小中学校屋内運動場天井等点検業務につきましては、平成27年2月27日までの履行期限で有限会社内山設計が167万1,840円で請け負いまして、履行期限内に完了いたしております。

次に、基山中学校校舎大規模改造工事計画策定業務委託についてでございます。

基山中学校校舎大規模改造工事計画策定業務委託につきましては、平成27年3月30日までの履行期限で株式会社大日測量設計が309万960円で請負をいたしております。現在の出来高は70%でございます。

次に、基山町成人式についてでございます。

1月11日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人から感謝の言葉や力強い抱負が述べられ、多くの来賓から祝福を受けました。司会や運営についても新成人がみずから行い、228名の若者が仲間とともに成人としての一步を踏み出しました。

次に、教育委員会主催事業でございます。

基山町民会館大ホールにおいて、1月25日に精華女子高等学校吹奏楽部により「ニューイヤークンサートIN基山」と題して演奏会を開催いたしました。また、2月8日には森永卓郎氏を招いて「先人に学び、日本経済を賢く生きる～基肄城の歴史を感じて～」と題して文化講演会を開催いたしました。いずれも基肄城築造1350年記念事業として位置づけ、事業のPRを行いました。

次に、文化財事業についてでございます。

基肄城跡水門石垣保存修理事業では、専門委員会や文化庁、佐賀県などとの検討・協議により、引き続き石積み保存修理を実施いたしております。また、基肄城築造1350年記念事業として、実行委員会の主催で2月14日に「基肄城を考えるー基肄城とは何かー」というテーマにより学術的なシンポジウムを開催いたしました。さらに、2月8日から3月22日までの予定で、歴史民俗資料館において町内歴史団体との共催により、第6回基山町史編さん事業成果展「きやま～みんなが守ってきた「きやま」～」展を開催しております。その中で、

「基肄城築造1350年（祭）」と題する企画展を実施いたしております。

次に、図書館建設事業についてでございます。

新しい図書館の建設地である中央公園内の植栽の移植や伐採、一次造成が終わりました。南側県道から進入する仮設道路もでき、図書館本体の建築工事に着手し基礎のくい打ちが終了いたしました。本体工事の工期は平成27年12月15日までで、現在の出来高は約10%でございます。中央公園の工事現場は、安全と防音・防塵等のため、仮囲いで覆われておりますが、町民の皆様に関心の高い工事ですので、囲いの一部を透明なパネルにすることで工事の進行状況を見ていただけるようにしております。また、図書館のホームページにも最新の工事現場の状況を掲載するようにはしております。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

2月1日に子供の基礎体力づくりと健全育成を柱とした、第32回基山町小学生駅伝大会を予定しておりましたが、インフルエンザの流行によりやむを得ず中止いたしました。

次に、春の県体として第55回都市対抗県内一周駅伝大会が2月13日から15日まで全33区間269.9キロメートルで行われました。三養基郡の代表として監督・コーチ以下34名、うち基山町から14名の選手の方が選抜され、早春の肥前路と松浦路を疾走しました。選手一丸となって各区间で戦った三養基郡チームは累計15時間22分45秒でゴールし、昨年より1つ上がって第9位となりました。また、10年連続出場した基山町けやき台の古野達也選手が連続出場表彰を受けました。

次に、2月28日に基山町体育協会50周年記念事業として、町体育協会と共催で第1部に基山町出身で高校球児の指導育成に活躍中の末次秀樹監督の記念講演会を基山町民会館大ホールで行い、第2部に同会館小ホールにて記念式典及びレセプションを行いました。記念式典では、協会による功労者表彰が行われ、町内外の御来賓を含め多数の方に御参加をいただきました。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町大字宮浦、千田利充様より昨年12月15日に3万円、基山町大字小倉、末次 正様より2月25日に20万円、基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に1月までに3件、90万2,000円の寄附をいただきましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てを行います。2月末の基金総額は、611万9,000円となります。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～19 議案第1号～議案第15号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第1号から日程第19．議案第15号までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成27年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件6件、人事案件1件、協議案件1件、予算案件8件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは順次、提案理由について説明を申し上げます。

まず、議案第1号 基山町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正法第11条第4項及び第5項に教育長の職務専念等が規定されたため、基山町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第2号 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が常勤の特別職となり地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の適用を受け、教育委員会の組織が教育長と委員に改正され、及び教育委員会の委員長が廃止されたため、基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第3号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてでございます。

企業の積極的な設備投資や立地促進により、雇用の創出や税収の確保など町内経済の活性化を図るため、基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関

する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第4号 基山町いじめ問題対策委員会設置条例の制定についてでございます。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の制定に伴い、基山町立小学校及び中学校における児童生徒のいじめの防止等のための対策を専門的知見に基づいて審議を行い、またはいじめの事実があると認められ、もしくはいじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が認められる等の重大事態について調査を行う機関として、基山町いじめ問題対策委員会を設置するため、基山町いじめ問題対策委員会設置条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第5号議案 基山町行政手続条例の一部改正についてでございます。

行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、処分及び行政指導に関する手続について、同法で新たに規定された法律または条令の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備するため、基山町行政手続条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

次に、議案第6号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

大震災を受け、防災・減災事業に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図るため、町長、副町長、教育長及び一般職の職員について、給与の減額支給措置を講じていましたが、その特例期間が終了したため基山町長等の給与の特例に関する条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、同意第2号 基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第7号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、天山地区共同環境組合

を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合同約を変更することを協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号 平成26年度基山町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回、補正予算として2億6,758万8,000円の減額をお願いいたしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも60億6,414万1,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、基幹系情報システム改修委託料についてでございます。

これは、住民基本台帳システムと宛名連携サーバーシステムの改修費用です。補正額は1,351万円でございます。

次に、臨時福祉給付金についてでございます。

これは、給付金実績見込みによる減額で、補正額は2,216万5,000円の減額でございます。

次に、広域ごみ処理施設運営負担金です。

これは、ごみ処理の実績見込みによる負担金の減額で、補正額は2,698万7,000円の減額でございます。なお、年度内に完了が見込めない事業については、今回繰越明許費もあわせてお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、内容につきましては担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第9号 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として2,529万4,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも22億5,091万3,000円になります。なお、補正予算の主なものは事業の進捗に伴う保険給付費の減額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第10号 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回、補正予算として59万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億292万8,000円になります。

次に、議案第11号 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として27万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億5,733万8,000円になります。なお、補正予算の主なものは、使用料の減額等でございます。なお、「まち・ひと・しごと」創生事業関連の追加予算として、本会期中に議案第16号 平成26年度基山町一般会計補正予算（第8号）の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

次に、議案第12号から議案第15号までは、平成27年度各会計の歳入歳出予算についてでございます。

議案第12号 平成27年度基山町一般会計予算、議案第13号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第15号

平成27年度基山町下水道事業会計予算につきましては、これから説明いたします平成27年度施政運営方針をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

それでは、平成27年度施政運営方針について御説明申し上げます。

平成27年度施政運営方針

まず、国の平成26年度の経済動向については、景気は緩やかな回復基調にあり、これまで長く続いたデフレ状態ではなくなっていると思います。今後については、動き始めた経済好循環がさらに拡大し民需主導の景気回復が進み、地方の隅々まで浸透することが望まれます。本町の決算状況においては、平成25年度の一般会計の決算では歳入が58億9,900万円、歳出が57億1,500万円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は8,261万9,000円、基金の積み立てや繰入金まで含めて算定した実質単年度収支額はマイナスの3,752万6,000円となっております。また、各財政指標については経常収支比率90.9%、実質公債費比率が15.3%、将来負担比率が5.0%となり、経常収支比率及び実質公債費比率については依然として財政の硬直化が高水準であることを示しております。

このような社会経済情勢を踏まえながら、平成27年度そしてこれからの町行政をどうしていくか、まずは現在第5次総合計画を策定中であり、町民の皆さんの思いがこもった基山町の将来像が描ければと今取り組んでおるところでございます。

昨年5月に日本創成会議より人口減少による地方消滅という言葉が発表され、国も多くの

自治体がショックを受けました。国はその原因対策を考え、東京一極集中の弊害や出生率を上げること、そして地方創生を打ち出しました。それは中核都市のダム機能、選択と集中、「まち・ひと・しごと」創生長期ビジョン総合戦略や安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる社会など多岐にわたっております。個々については問題もありますが、多くが大事な施策だと思います。そしてこれからは、我々自治体がしっかりとそれを受けとめ活用しなければなりません。そこで考えることは、自治体がどこでも同じではなく多様であるということです。これまでの歴史、現状、地理的条件、面積、財政などそれぞれ違います。それに応じた取り入れ方があるはずです。基山町はこれまでインフラ整備、ソフト事業など先進的に進め、ある程度のまちづくりはできていると思います。これからは、いま一度町の将来像を描き、さらなる住民サービスに努めなければなりません。そこには国の地方創生施策を町の活力、元気創出に活用したいと考えております。それと今年度は今継続中の図書館建設、基肄城築造1350年関連事業、けやき台駅バリアフリー化、施設改修長寿命化、財政健全化にも楽観ではなく真摯に危機感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

平成27年度予算の概要を申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、国、県の予算編成等に即応し5年ぶりの本格的な機構改革を最大限に生かしながら、定住促進、第六次産業化推進など本町発展のため必要な事業の推進を図ってまいります。また、予算編成の基本であります「入るを量りて出ざるを制す」の姿勢に立ち、持続可能な健全財政の維持を考慮した予算編成を行いました。

一般会計におきましては、平成26年度の当初予算との対比で6億7,551万3,000円の増の61億8,358万8,000円の予算を計上しております。

特別会計においては、国民健康保険特別会計は23億8,349万2,000円、後期高齢者医療特別会計は2億327万1,000円の予算を計上いたしております。

また、下水道事業会計収益的収支において3億9,439万1,000円、資本的収支においては2億5,283万7,000円の予算を計上いたしております。新規あるいは重点的事业並びに説明をと思います事項について、若干申し上げます。

まず、一般会計歳入でございます。

平成25年度の町税全体の徴収率が97.2%となっているところから、現年度分につきましては徴収率97%としております。それから個人住民税ですが、各業種とも所得向上は厳しい状況にあり課税額の伸びは見込めない状況にあります。平成26年度の課税状況を勘案し、前年

に比べ1,932万1,000円減額の7億7,301万5,000円で計上をいたしております。

法人町民税です。企業の一部業種によっては好調な兆しも見られますが、平成26年度税制改正での税率引き下げや調査状況を勘案して法人税額は昨年度に比べ3,724万1,000円減額の1億693万6,000円、均等割額は37万2,000円減額の6,155万2,000円で計上いたしております。

固定資産税につきましては、概要調書及び総評価見込み額調べを基礎として、前年度に比べ2,067万円減額の11億5,478万9,000円で計上をいたしております。

あとは、地方交付税でございますけれども、地方財政計画を参考に3,437万5,000円を増額で計上をいたしております。

続きまして、国庫支出金につきましては道路事業費国庫補助金や農業基盤整備促進事業費補助金の増等により、前年度に比べ1億2,701万7,000円を増額で計上をいたしております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の増を見込みまして前年度に比べ1,000万円の増額で計上いたしました。

それから、繰入金ですが前年度に比べ1,452万7,000円を増額で計上しています。財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金からの繰り入れにより財源調整を図りました。

それから、町債でございますけれども、地域活性化事業の増等により前年度に比べ4億7,745万9,000円を増額で計上いたしております。

次に、歳出でございますけれども交通政策事業といたしまして、平成26年7月より本格運行を開始したコミュニティバス運行事業につきましては、今後も安定した運行の維持とさらなる利用者の増加に努めていきたいと思っております。

それから、地域おこし協力隊及び集落支援員事業でございますが、地域おこし協力隊事業につきましては協力隊員2名を雇用しまして「基山パーキングエリアふるさと応援市場運営事業」、「宅配・基山LLP協議会事業」、「基山町ふるさと応援通販プロジェクト事業」、「ふるさと応援寄附事業」等を運営をさせるという考えでございます。

それから、集落支援員事業については、2名を委嘱しまして基山町六次産業化推進プロジェクト事業、ふるさと応援寄附金事業を中心に特産品を生かした地域おこしを図ってまいりたいと思っております。

次に、基幹系情報システムでございますが、基幹系情報システムのクラウドサービス使用料あるいはマイナンバー制度に対応する基幹系情報システム改修委託料等を今考えておるところでございます。

それから、ふるさと応援寄附金は先ほども申しますように、本年度よりふるさと応援寄附をいただいた方へ特産品を贈呈する事業を開始いたします。それによる増額を1,000万円計上いたしております。

それから、民生費につきましては、急速に進む少子高齢化や世帯規模の縮小化により地域福祉の状況は複雑深刻化をいたしております。そうしたときに民生児童委員、そして基山町社会福祉協議会の運営費を補助金として歳出するようにいたしております。そしていつまでもいきいきと自分らしく安心して暮らせる地域づくりの支援に努めたいと思っております。

そして、高齢者福祉あるいは介護保険、障害者福祉、児童福祉、保育所運営についても、手厚いサービスをと考えております。

続きまして、衛生費でございますが、これにつきましては住民の健康と疾病の予防を図るため各種予防接種委託料とあるいは各種健（検）診料委託料、あるいはまた子どもの医療助成についても従来どおり努めてまいりたいというふうに思います。

また、農林水産業費につきましても、あるいは商工会費につきましても、町内産業の活性化を図るためにしっかりと考えたいと思っております。

それから、土木費でございますけれども、これにつきましてははやき台駅通り線の駅前広場と自由通路のバリアフリー化事業のため測量設計費、あるいはエレベーター設置工事費等を計上し着手をいたします。

また、橋梁長寿命化に基づいて補修あるいはまた点検とか補修工事にも努めてまいります。

それから、白坂久保田2号線の道路改良工事に伴う費用あるいは三国・丸林線道路改良測量業務委託料を計上し事業の進捗を図ってまいります。なお、本桜・城の上線の道路改良工事につきましても継続して行ってまいります。

それから、公園事業、町営住宅管理にも取り組んでまいります。

教育費でございますけれども、これは小学校、中学校にも電子黒板をふやすということでございますし、中学校におきましては校舎大規模改修工事実施設計及び設計監督員支援業務の委託も行ってまいります。

それから、文化財保護でございますけれども、引き続き基肆城跡保存整備事業の水門、石垣保存、これについては進めてまいります。

それから、今年度古代山城サミットや基肆城築造1350年事業によりまして、基肆城跡を町内外にアピールをする事業に取り組んでまいります。

それから、図書館につきましても新しい図書館の建設及びその開館の準備も具体的にこれから進めてまいるところでございます。

それから、保健体育これも大事な部分でございます、体育協会相互型スポーツクラブとの連携を図り、広く住民の方の健康増進と体力向上、スポーツの普及を推進してまいります。

それから、公債費でございますけれども、本年度は元金5億5,486万1,000円、利子7,869万7,000円をお願いしております。昨年度と比較しまして公債費全体で5,992万7,000円の減額で計上をいたしております。

一般会計につきましては、以上でございます。

それから、国民健康保険特別会計、景気は緩やかな回復基調にあると言われているものの、本格的な少子高齢化や労働環境の変化、そして医療費の増加などが相まって国民健康保険を取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。しかし、平成27年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算は、総額23億8,349万2,000円で前年度に比べ1億6,952万5,000円の増になっております。なお、平成27年度も税率には変更はございません。

それから、後期高齢者医療特別会計でございます。平成27年度の予算については、佐賀県後期高齢者医療広域連合の平成27年度当初予算との整合性をもって予算編成をいたします。保険料につきましては、平成26年度と同様になっております。

あと下水道事業会計でございますけれども、全体計画や事業認可に基づき計画的に整備を進めております。平成27年4月1日より企業会計に移行し、下水道事業の経営健全化と町民の皆様に対する説明責任の向上を目指してまいります。

以上、町政運営について所信の一端を申し述べました。

平成27年度も大変厳しい行財政運営が予想されますが、基山町の恵まれた資源を最大限に生かしながら、町民の皆様と力を合わせて基山町が持続的に発展できるよう全力を挙げてまいりますので、議会を初め町民の皆様方の御支援と御協力をよろしく願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。どうかよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の補足説明を求めます。

議案第1号、第2号の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議案第1号 基山町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について補足説明させていただきます。

本年4月1日から施行されることになりました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、教育行政の責任体制を明確化するため教育委員長と教育長を一本化した新たな新教育長を置くことになりました。現行の教育長は、教育委員として特別職の立場と教育長として一般職の立場を有することから、教育委員の服務規定とともに一般職として地方公務員法の規定が適用されております。このたびの改正で、新教育長は議会の同意を得て町長から直接任命されますので特別職の立場のみを有し、このままでは地方公務員法の服務に関する規定は適用されなくなります。そのため、法第11条第4項及び第5項の規定を設け、常勤とし職務専念義務を課すことになりました。職務専念義務を免除するには、条例によりその旨定めることが必要ですので、今回新たに条例制定をお願いするものでございます。なお、第2条及び第3条の但し書きにより、任命権者を教育委員会とする読みかえ規定を設けております。これは教育の政治的中立性、安定性等を確保する見地から、首長から距離を置くことが求められておりますので教育委員会といたしております。また、附則の2で経過措置を設けておりますが、現行の教育長が在任します間はなお従前のおりの法の適用ということになります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、引き続き議案第2号 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明させていただきます。

このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、議案第1号のときに説明いたしましたが、教育委員長はなくなり新教育長は特別職の立場のみとなりましたので、この条例により法律の施行に伴う関係条例を整理するものでございます。第1条で基山町特別職報酬等審議会条例について教育長を追加するものでございます。第2条で基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例について委員長を削除するものでございます。第3条で町長及び副町長の諸給与条例について教育長を追加するものでございます。第4条で基山町条例を廃止する条例について教育長諸給与条例を廃止するものでございます。また、附則の2、3、4、5でそれぞれの経過措置を設けておりますが、議案第1号と同様

に現行の教育長が在任します間は、なお従前のおりの法の適用ということになります。

以上で、第2号の補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第3号の補足説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、議案第3号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書6ページから説明させていただきます。

今回の条例の制定につきましては、町内企業からのグリーンパーク内町有地の譲渡要望を契機としまして、企業の積極的な投資や立地促進により雇用創出や税収の確保など町内経済の活性化を図るため、工場立地法第4条による特定工場への緑地及び環境施設面積の規制を企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条により緩和するものです。今回、鳥栖北部丘陵新都市基山地区基山グリーンパークの緑地率等を緩和するために、その準則を条例で定める必要があるため御提案させていただいております。

まずは、第1条の趣旨についてでございます。

本条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項により公表された準則にかえて適用すべき準則を定めるものでございます。

第2条では定義、第3条では工場立地法第4条第1項により公表された準則である緑地面積の敷地面積に対する割合100分の20以上及び環境施設面積の敷地面積に対する割合100分の25以上にかえて適用する基準、緑地面積の敷地面積に対する割合100分の10以上及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合100分の15以上を定めるものでございます。

今回の条例制定における条例の施行は、公布の日からということでお願いいたしております。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第4号の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議案第4号 基山町いじめ問題対策委員会設置条例の制定について補足説明させていただきます。

いじめ問題対策の条例につきましては、昨年の9月議会に第31号議案として上程いたしましたが、閉会中継続審査となりました。そのため教育委員会でも協議を重ねた結果、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づく基山町いじめ防止基本方針を策定し、その基本方針と整合性をとりながら条例を制定すべきと判断し議案を撤回することになりました。まずは、このような事態に至りましたことを担当課長といたしまして深くおわび申し上げます。

今回提案いたします基山町いじめ問題対策委員会設置条例は、2月に策定しました基本方針並びに法第14条第3項の規定に基づき、いじめ問題対策委員会を設置するための条例でございます。この対策委員会の所掌事務といたしましては、まずいじめ防止等のための対策に関する事、それからいじめに関する重大事態の対処に関する事を第2条で規定しております。第3条で委員会の組織を規定しておりますが、通常はいじめの予防や早期発見に努める態勢とし万一重大事態が発生した場合は第9条に規定しておりますように、いじめ問題に専門的な知識を持つ方を臨時にお願いすることにいたしております。また、この対策委員会は町の附属機関に該当いたしますので、委員は基山町非常勤特別職となります。

議案資料の7ページに基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正を掲載しておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

以上で、議案第4号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

議案第5号及び議案第6号の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、議案第5号 基山町行政手続条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書11ページをごらんください。

今回の条例の一部改正につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月に交付されまして、行政手続法において行政指導の中止等の求め、処分等の求めに関する規

定が新設されるなど国民の権利利益法の手続を充実する内容の改正をされております。この法律改正は、平成27年4月1日から施行されますので、この行政手続法の改正に伴い行政手続条例を改正するものでございます。

では、条例の改正文について御説明いたします。

議案資料の12、13ページ新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回御提案しております条例改正は、第33条第2項、第34条の2及び第34条の3を追加するものでございます。

議案資料の9ページの3、条例改正の概要をごらんいただきたいと思います。

この中で、第33条の第2項につきましては、行政指導にかかわるものは行政指導をする際にその相手方に対しその権限を行使することができる根拠となる法令の条項等を示さなければならぬとされたため、行政指導の方式についての改正でございます。

第34条の2につきましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に違反する要件に適合しないと思慮するときはその行政指導の中止等を求めることができるとされたために、行政指導の中止等の求めに関する改正をいたしております。

第34条の3につきましては、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思慮するときは処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関等に対し処分または行政指導をすることを求めることができるとされたために、今回処分等の求めに関する改正をするものでございます。

基山町行政手続条例の一部改正については、以上でございます。

次に、議案第6号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書14ページをごらんください。

今回の基山町条例を廃止する条例の一部改正につきましては、基山町長等の給与の特例に関する条例を廃止するものでございます。この条例は、東日本大震災を受けまして防災・減災事業に積極的に取り組むとともに地域経済の活性化を図るため、国家公務員の給与減額措置が決定されております。この決定に基づきまして、地方公共団体においても国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありまして、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特

例期間において、町長、副町長、教育長を7.3%、職員の給与を3.9%から7.3%減額したものでございます。この条例につきまして特例期間が終了したために今回廃止をお願いするものでございます。

以上、補足説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時38分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

議案第8号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、議案第8号 基山町一般会計歳入歳出補正予算（第7号）について補足説明を行わせていただきます。

議案書19ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、既定の予算総額63億3,172万9,000円から2億6,758万8,000円を減額をし、歳入歳出総額をそれぞれ60億6,414万1,000円とするものでございます。今回の補正予算の概要といたしましては、主に事業の確定並びに確定見込みによる追加、更正をお願いをいたしております。

議案書の20ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に13款の国庫支出金を3,343万9,000円、20款の町債を1億3,810万円減額をし、1款の町税を1,700万円、19款の諸収入を715万7,000円増額をし、17款の繰入金のうち基金繰入金を1億2,038万7,000円減額をすることで財源調整を図らせていただいております。

21ページ及び22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の主なものにつきましては、全体的に事業の確定、確定見込みによりまして主に減額

をいたしておりますけれども、2款の総務費につきましては1,272万2,000円の増額をし、次のページですけれども14款予備費を1万5,000円減額をすることで財源調整を図らせていただいております。

23ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございます。

26年度、27年度で継続費の設定をお願いして事業実施をいたしております図書館建設事業の総額及び年割額が変更になりましたので、今回補正をお願いをいたしております。主に事業実施に伴う26年度、27年度の事業費の年度割り振りの変更によるものでございます。

上段の8款3項都市計画費の造成・外構等につきましては、事業費の総額の変更はなく事業進捗によります26年度と27年度の年度間の事業費の割り振りの変更をお願いをしているものでございます。

また、下段の10款4項社会教育費の図書館建物建築等につきましては、事業費の総額に15万6,000円の増額をお願いをし、また上段と同じように26年度と27年度の年度間の事業費の割り振りの変更もお願いをいたしております。

24ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費でございます。

本年度に事業が完了する見込みが立ちませんので繰越明許をお願いをいたしております。個人番号制度、社会保障・税にかかわる番号制度の関連で2款1項の基幹系情報システム改修事業、4段目の健康管理等システム改修事業をお願いをし、また2款1項のけやき台駅バリアフリー化設備整備事業、3款2項の安心こども基金事業、これはたんぽぽ保育園の増改築事業でございます。さらに、7款1項基山公園施設改修事業。以上の5つの事業について繰越明許をお願いをいたしております。

25ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正でございます。

変更分としまして公園整備事業債に1,620万円から1,350万円へ270万円、地方道路等整備事業債として2,940万円から1,950万円へ990万円、公営住宅建設事業債として4,720万円から4,060万円へ660万円、防災基盤整備事業債として700万円から660万円へ40万円、地域活性化事業債として2億3,100万円から1億1,250万円へ1億1,850万円の減額をそれぞれお願いをいたしております。それぞれ対象事業の実績見込みの減によるものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出補正予算（第7号）の事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 町税、1項. 町民税、2目. 法人でございます。1節の現年度分に法人税割額として1,700万円の追加をお願いをいたしております。実績見込みによります増額でございます。

4ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税でございます。普通交付税として235万8,000円の追加をお願いをいたしております。これは普通交付税の算定の際に、全国的に減額調整をされたものが今回国の一次補正によりまして減額の分が追加交付をされるものでございます。

8ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金でございます。1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1目. 児童福祉費負担金でございます。児童手当負担金として233万5,000円の減額をお願いをいたしております。これは交付額の確定見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、1節. 社会福祉費補助金でございます。臨時福祉給付金給付事業費補助金として2,216万5,000円の減額をお願いをいたしております。これは臨時福祉給付金の給付実績見込みによる減額でございます。

3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金でございます。道路事業費国庫補助金として924万円の減額をお願いをいたしております。これは本桜・城の上線、白坂久保田2号線の道路改良事業などの補助対象事業費の減によるものでございます。

2節. 都市計画費補助金でございます。公園事業費公園事業補助金として310万5,000円の減額をお願いをいたしております。これは総合公園事業の補助対象事業費の減によるものでございます。

4目. 教育費国庫補助金、4節. 文化財保護費補助金でございます。基肄城跡水門石垣保存修理事業補助金として415万円の減額をお願いをいたしております。これも補助対象事業費の減によるものでございます。

8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金として1,007万4,000円の追加をお願いをいたしております。これは社会保障・税番号制度導入に伴いますシステム整備への助成の追加でございます。総務省関係のシ

システム整備への補助の増額及び厚労省関係のシステム整備への補助の減額の合計額でございます。

11ページをお願いいたします。

14款．県支出金、2項．県補助金、6目．教育費県補助金、4節．文化財保護費補助金でございます。基肆城跡水門石垣保存修理事業補助金として149万4,000円の減額をお願いをいたしております。これは国庫のところで説明をいたしましたように補助対象事業費の事業費の減によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

3項．委託金、1目．総務費委託金、6節．選挙費委託金でございます。知事・県議会議員選挙委託金として182万7,000円の追加をお願いをいたしております。これは27年、本年4月に行われる予定の第18回県議会議員選挙に係る委託金でございます。

14ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金でございます。2目1節．財政調整基金に1億2,000万円の減額をお願いをいたしております。お願いをし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

19款．諸収入、5項3目2節．雑入でございます。主なものについて説明をさせていただきます。リサイクル回収売り払い金に258万4,000円の追加をお願いをいたしております。これは主に売り払いの単価の増によるものでございます。また、新市町村振興宝くじ収益金交付金に364万4,000円の追加をお願いをいたしております。交付決定によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

20款1項．町債、1目．土木債、2節．公園事業債でございます。公園整備事業に270万円の減額をお願いをいたしております。対象事業費の減によるものでございます。

7節．地方道路等整備事業債でございます。地方道路整備事業に990万円の減額をお願いをいたしております。これも対象事業の減によるものでございます。

同じく8節．公営住宅建設事業債に660万円。2目．消防債、2節．防災対策事業債に40万円の減額をお願いをいたしております。いずれも事業費の減によるものでございます。

8目1節．地域活性化事業債に1億1,850万円の減額をお願いをいたしております。これは先ほど説明をさせていただきましたように、図書館建設事業の事業実施に伴いまして26年

度と27年度の事業割り振りの変更によりまして、26年度の対象事業費が減となったものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出でございます。

全体的に実績及び実績見込みによりまして更正、追加をお願いをいたしております。主なものを説明をさせていただきます。

20ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費でございます。13節．委託料に基幹系情報システム改修委託料として1,351万円の追加をお願いをいたしております。これは社会保障・税にかかわる番号制度に対応するシステム改修費用の追加でございます。

25ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費でございます。11節．需用費に光熱水費として116万7,000円の更正をお願いをいたしております。これは福祉交流館の光熱費についての減額でございます。

13節．委託料に福祉交流館施設管理委託料として109万1,000円の更正をお願いをいたしております。実績見込みによるものでございます。

また、19節．負担金補助及び交付金に臨時福祉給付金として2,216万5,000円の更正をお願いをいたしております。これは給付金の確定見込みによる減額でございます。

2目．老人福祉費でございます。19節．負担金補助及び交付金に鳥栖地区広域市町村圏組合負担金として261万3,000円の更正をお願いをいたしております。これは事業の実績見込みによる減額でございます。

また、20節．扶助費に老人ホーム入所措置費として717万6,000円の更正をお願いをいたしております。これは利用人数の減によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

3款．民生費、2項．児童福祉費、1目．児童福祉費でございます。7節．賃金に臨時雇賃金として201万5,000円の更正をお願いをいたしております。これは一般管理費、放課後児童教室、子育て世帯臨時給付金事業、それぞれの事業についての減額分の合計でございます。

19節．負担金補助及び交付金に特別支援保育事業補助金として148万3,000円の更正をお願いをいたしております。実績見込みによるものでございます。

また、20節．扶助費に児童手当として323万円の更正をお願いをいたしております。これは対象者数の減等によるものでございます。

28ページをお願いいたします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費でございます。20節．扶助費に子どもの医療費助成費として216万1,000円の追加をお願いをいたしております。実績見込みによる増でございます。

2目．予防費でございます。13節．委託料に各種予防接種委託料として296万4,000円の更正をお願いをいたしております。実績見込みによる減でございます。

29ページをお願いいたします。

4款．衛生費、2項．清掃費、2目．塵芥処理費でございます。19節．負担金補助及び交付金に広域ごみ処理施設運営費負担金として2,698万7,000円の更正をお願いをいたしております。これは主に施設運営費の減によるものでございます。

32ページお願いいたします。

7款1項．商工費、2目．観光費でございます。19節．工事請負費に基山公園施設改修工事として558万5,000円の更正をお願いをいたしております。これは基山公園トイレ改修工事の入札減及び基山展望台改修工事の事業費の減額等によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

8款．土木費、2項．道路橋梁費、1目．道路維持費でございます。13節．委託料に町道施設ストック事業調査業務委託料として184万2,000円の更正をお願いをいたしております。入札減による減でございます。また、橋梁詳細調査・補修設計業務委託料として275万3,000円の更正をお願いをいたしております。これも入札減による減でございます。

また、15節．工事請負費に2,362万9,000円の更正をお願いをいたしております。内訳としましては、町道維持補修工事として1,858万5,000円の更正、黒谷線舗装補修工事として504万4,000円の更正をお願いをいたしております。いずれも入札減による確定見込みによる減でございます。

22節．補償補填及び賠償金に電柱移転として100万円の更正をお願いをいたしております。実績見込みによる減でございます。

続きまして、2目．道路新設改良費でございます。13節．委託料に道路改良に伴うC B R試験業務委託料として117万6,000円の更正をお願いをいたしております。入札減によるもの

でございます。

同じく15節. 工事請負費に本桜・城の上線道路改良工事として1,036万5,000円の更正をお願いをいたしております。本年度事業の実績見込みによる減でございます。

35ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。15節. 工事請負費に3,435万4,000円の更正をお願いをいたしております。内訳としましては、基山総合公園施設工事として300万円の更正、黒谷緑地排水路整備事業として123万1,000円の更正をお願いをいたしております。いずれも入札減による額の確定見込みによるものでございます。また、図書館建設に伴う外構工事として3,012万3,000円の更正をお願いをいたしております。これは先ほど説明をいたしましたように、図書館建設事業の事業実施に伴う26年、27年度の年度割額の変更によります減額でございます。

37ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。15節. 工事請負費に割田団地外壁改修工事として80万円の追加をお願いをいたしております。事業費の増によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

10款. 教育費、2項. 小学校費、3目. 基山小教育振興費及び4目. 若基小教育振興費の18節. 備品購入費に教材備品として152万8,000円、114万3,000円の更正をお願いをいたしております。これも入札減等によります減でございます。

41ページをお願いいたします。

3項. 中学校費、2目. 教育振興費でございます。18節. 備品購入費に教材備品として149万2,000円の更正をお願いをいたしております。これも入札等によるものでございます。

42ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、4目. 歴史民俗資料図書館費でございます。13節. 委託料に図書館建設工事監理業務委託料として194万3,000円の更正、15節. 工事請負費に図書館建設工事として1億76万円の更正をお願いをいたしております。これも先ほど説明をいたしましたように建設事業実施に伴う年割額の変更によるものでございます。

5目. 文化振興費でございます。11節. 需用費に修繕料として133万9,000円の更正をお願いをいたしております。入札減による実績見込みでございます。

13節. 委託料に町民会館長寿命化計画策定業務委託料として233万8,000円の更正をお願い

をしております。これは現在進めております公共施設等総合管理計画策定後に改めて検討することとし、延期をしたということで全額更正をお願いするものでございます。

45ページをお願いいたします。

13款．諸支出金、2項．諸費、1目．国庫支出金返納金でございます。23節．償還金利子及び割引料に国庫支出金返納金として119万2,000円の追加をお願いをいたしております。これは過年度分の障害者自立支援給付費国庫負担金等の返納金でございます。

46ページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費でございます。今回予備費に1万5,000円の更正をお願いし財源調整を図らせていただいております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第9号の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、私のほうから議案第9号 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の26ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,529万4,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を22億5,091万3,000円とするものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

3款．国庫支出金につきましては、歳出の共同事業拠出金の減に伴う減額でございます。

6款．県支出金につきましては、保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金の3%を超過した分を交付するものに伴う増額でございます。

7款．共同事業交付金につきましては、いずれも平成24年度の精算分が大きかったことによる減額でございます。

9款．繰入金につきましては、財政調整基金の減額でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

7 款の共同事業拠出金につきましては、国保連合会が試算した額に基づいて減額をさせていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算の事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款 1 項 2 目 1 節の高額医療費共同事業負担金につきましては、その額がほぼ確定いたしましたので431万6,000円の更正をお願いしております。

同じく、3 目 1 節の特定健康診査等負担金につきましては、平成26年度の国庫負担金額が確定いたしましたので12万2,000円の更正をお願いしております。

4 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目 1 節の高額医療費共同事業負担金につきましても、3 ページと同様の理由によりそれぞれ更正をお願いしております。

次に、5 ページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目 2 節の二種交付金につきましては、保険税収納対策事業につきましては収納率の基準が見直されたことによりまして300万円の増額となっております。また、広域化等事業として、保険財政共同安定化事業の拠出金が保険財政共同安定化事業交付金の 3 % を超過しておりますので、その超過分として5,919万9,000円の追加をお願いしております。

次に、6 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目 1 節の高額医療費共同事業交付金でございます。80万円を超えるレセプトに対する共同事業でございますが、平成24年度の精算分が大きかったことと高額となる医療費が減になったことにより229万円の更正をお願いしております。

同じく、2 目 1 節の保険財政共同安定化事業交付金につきましても平成24年度の清算分が大きかったために7,047万1,000円の更正をお願いしております。

7 ページをお願いいたします。

9 款 2 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金につきましては、600万円を減額し不慮の出費に備え繰入金額を1,000万円としております。

8 ページをお願いいたします。

11 款 4 項 3 目、それから 4 目の返納金及び 5 目の療養費指定公費につきましては、直近の

調定額をもとにそれぞれ追加をお願いしております。また、保健事業雑入につきましては特定健康診査の自己負担費用でございますけれども、平成26年度の額が確定いたしましたので13万3,000円の更正をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

11ページをお願いいたします。

7款1項1目19節の高額医療費共同事業拠出金でございますが、国保連合会が算定いたしました額をもとに1,726万6,000円の更正をお願いしております。

同じく、2目19節の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても国保連合会が算定いたしました額をもとに649万1,000円の更正をお願いしております。

次に、12ページをお願いいたします。

8款1項1目の特定健康診査等事業費でございます。13節の委託料につきましては、平成26年度の額が確定いたしましたので64万7,000円の更正をお願いしております。

次に、13ページをお願いします。

8款2項2目、疾病予防費でございます。13節の委託料を実績見込みにより127万3,000円の減額をお願いしております。

次に、14ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回財源調整のために38万3,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

日程第20～21 報告第1号～報告第2号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第20 報告第1号 基山町新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とし、報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、最後に報告事項についてでございます。今回は2件でございます。

報告第1号 基山町新型インフルエンザ等対策行動計画についてと、もう1件報告第2号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

報告第1号の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、報告第1号 基山町新型インフルエンザ等対策行動計画の補足説明をさせていただきます。

基山町新型インフルエンザ等対策行動計画は、平成25年4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき策定し、同条第6項に基づき本定例会で報告をさせていただくものでございます。計画の内容につきましては、計画の概要のほうで御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

概要の1ページでございます。

この計画において、新型インフルエンザとは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が異なり、ほとんどの人が免疫を獲得していないため世界的な大流行となるおそれがある、いわゆる新型のインフルエンザまた未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものとしております。対象となる感染症としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条と感染症法第6条第7項及び同条9項に規定がございます。

その内容といたしましては、感染症法第6条第7項第1号がいわゆる新型インフルエンザ、第2号が再興型インフルエンザ、同条第9項がインフルエンザ以外の感染症で全国的かつ急速な蔓延のおそれがあるものとされております。

計画作成の背景といたしましては、特措法が施行されてまず国が行動計画を策定いたしました。国の行動計画をもとに県が策定し、今回本町が国、県の行動計画をもとに策定したものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の策定目的は、本町においても新型インフルエンザ及び新感染症の発生に備え町全体の体制を整備することを目的に計画を作成をいたしております。

この計画の構成につきましては、第1章から第3章までで構成をしております。第1章の初めにでは特措法の制定やこれまでの町の取り組みの経緯などを記載しております。第2章の基本方針では、新型インフルエンザ等に対する基本的な戦略、対策、実施上の留意点、発生時の被害想定などを記載しております。第3章の各発生段階における対策では、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うため各段階における対応を各項目に合わせて具体的に提

示をしております。

対策の目的としては、医療提供体制を確保するため感染拡大をおくらせ、感染者・患者数を可能な限り抑制し、医療体制の強化を図り適切な医療を受けられるようにすること。感染予防・蔓延防止対策の実施とともに、医療の提供業務や町民生活・経済活動の安定に寄与する業務の維持に努めることとしております。

3 ページをお願いします。

発生時の被害想定としては、現時点における科学的知見や過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、本町の医療機関受診者数を最大3,600人と推計しております。

行動計画に基づく対策としては、実施体制、情報提供・共有、感染予防・蔓延防止、予防接種、医療、町民生活及び経済活動の安定の6項目について発生段階ごとに計画をしております。

5 ページに各段階における対策を図化しておりますので、お目通しをお願いいたします。

また、基山町新型インフルエンザ等対策本部につきましては、概要の4ページの組織により対応を行ってまいります。国、県が行う対策は、国が作成した政府行動計画及び県が作成した都道府県行動計画に準じて記載しておりますが、町民などへの情報提供、予防接種の実施などは本町が主体となって実施することとなっております。

基山町新型インフルエンザ等行動計画の説明につきましては以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

報告第2号の補足説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。

報告内容につきましては、簡略に要点のみを申し上げますので御了承のほどよろしく願います。

それでは、報告第2号資料をごらんください。1枚おめくりいただきまして、1ページから御説明いたします。

平成26年度基山町土地開発公社会計補正予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、変更ございません。また、支出でございますが、1万4,000円の減額につきましては旅費及び需用費の減額でございます。

次に、2ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。収入支出とも変更はございません。

次の3ページから5ページまでは、ただいま御説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、6ページでございます。

平成26年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

収益の部で事業外収益の2,000円は受取利息でございます。また、費用の部で販売費及び一般管理費の7万3,300円は人件費及び経費でございます。当期損失としましては、7万1,300円となっております。

次に、7ページでございます。

平成27年3月31日現在における平成26年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部で公有用地の1億2,155万3,724円は、役場西側の用地でございます。

次に、負債及び資本の部としまして、長期借入金が8,021万4,000円となっており、前期繰越金4,162万2,817円から今年度の損失7万1,300円を差し引いた残り準備金は4,155万1,517円となっております。

次に、8ページでございます。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローは43万2,263円の減少となっております。平成26年度の現金及び現金同等物増加額は43万2,263円の減少となっており、平成27年3月31日現在で現金及び現金同等物期末残高は21万1,792円となっております。

次に、9ページでございます。

平成26年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

内容といたしましては、受け入れ資金64万6,055円、支払資金43万4,263円と変更したため、差し引きは21万1,792円となっております。

次に、10ページでございます。

平成27年度基山町土地開発公社事業計画でございます。

用地の買収予定及び売却予定についてはございませんので、それぞれゼロとなっております。

次に、11ページでございます。

平成27年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部では2,000円となっておりますがこれは事業外収益の受け取り利息でございます。

また、支出の部8万7,300円は、販売及び一般管理費でございます。

次に、12ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部でございますが、今年度事業を予定しておりませんので収入はゼロ、支出は町からの借入金の支払利息を減免措置により対応していただくためゼロ円となっております。

次に、13ページから15ページは、ただいま申し上げました資料でございますので後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、16ページでございます。

これは、平成27年度の基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

事業外収益2,000円は受取利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費8万7,300円は人件費及び経費でございます。事業収益に事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引いた当期損失は8万5,300円となっております。

次に、17ページでございます。

平成28年3月31日現在における平成27年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部。流動資産といたしまして公有用地1億2,155万3,724円は役場西側の用地であります。

次に、負債の部といたしまして長期借入金の8,021万4,000円は、町土地開発基金からの借入金でございます。前年度繰越金4,155万1,517円から当期の損失額8万5,300円を差し引きました準備金は4,146万6,517円となっております。

次に、18ページでございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度基山町土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

事業活動によるキャッシュ・フローは8万5,300円の減少となっております。平成27年度

の現金及び現金同等物増加額は8万5,300円の減少となっており、平成28年3月31日現在で現金及び現金同等物期末残高は12万6,492円となっております。

次に、19ページでございます。

平成27年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

内容といたしましては、受け入れ資金として21万3,792円、支払資金は8万7,300円で、差し引き12万6,492円でございます。

以上をもちまして、基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

日程第22 予算特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第22. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

委員会条例第4条の規定により、平成27年度一般会計、各特別会計及び下水道事業会計予算を審査するため、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を11名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもちまして散会いたします。

～午前11時34分 散会～